

医推第427号

令和7年7月7日

(公社)岡山県医師会長
(一社)岡山県病院協会
(一社)岡山県歯科医師会長
(一社)岡山県助産師会長

} 殿

岡山県保健医療部長

岡山県医療機関立入検査要綱の改正について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、岡山県医療機関立入検査要綱を別添のとおり改正し、令和7年7月7日から適用することとしましたので、お知らせします。

なお、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

【岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>